

初任給調整手当に関する規則及び佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第五号

初任給調整手当に関する規則及び佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

(初任給調整手当に関する規則の一部改正)

第一条 初任給調整手当に関する規則(昭和三十六年佐賀県人事委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 県職員給与条例第七条の三第一項第二号に規定する職は、研究職給料表及び医療職給料表(二)の適用を受ける職員の職で獣医学に関する専門的知識を必要とするものとする。

第三条を次のように改める。

第三条 県職員給与条例第七条の三第一項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次に掲げる職員とする。

一 前条第一項に規定する職に採用された職員であつて、その採用が、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(以下「大学」という。)卒業の日から三十七年(医師法)昭和二十三年法律第二百一号)に規定する臨床研修(第六条において「臨床研修」という。)を経た者にあつては三十九年、昭和四十三年法律第四十七号による改正前の医師法に規定する実地修練(第六条において「実地修練」という。)を経た者にあつては三十八年)を経過するまでの期間(旧専門学校令(明治三十六

年勅令第六十一号)による専門学校等で人事委員会の定めるものを卒業した者にあつては、人事委員会の定めるこれに準ずる期間。以下「経過期間」という。)内に行われたもの

二 前条第二項に規定する職に採用された職員であつて、獣医師法(昭和二十四年法律第八十六号)に規定する獣医師免許証(次条において「獣医師免許証」という。)を有するもの

第四条第一号中「第二条」を「第二条第一項」に、「同条各号」を「同項各号」に改め、同条第二号中「前条」を「前条第一号」に、「第二条」を「第二条第一項」に改め、同条に次の一号を加える。

三 新たに第二条第二項に規定する職を占めることとなつた職員で獣医師免許証を有するもの

第五条中「三十五年」の下に、「(第三条第二号又は前条第三号に規定する職員にあつては、十年)」を加える。

第六条第一項中「三十五年」を、「第三条第一号又は第四条第一号若しくは第二号に規定する職員にあつては三十五年、第三条第二号又は第四条第三号に規定する職員にあつては十年」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、次の各号に掲げる職員に対する同表の適用については、当該各号に定める期間(一年に満たない期間があるときは、その期間を一年として算定した期間)に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

第六条第一項に次の各号を加える。

一 第三条第一号又は第四条第一号若しくは第二号に規定する職員で大学(旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。)卒業の日からそれぞれ採用の日又は同条第一号若しくは第二号に規定する職員となつた日までの期間が四年(臨床研修を経た場合にあつては六年、

実地修練を経た場合にあつては五年）を超えることとなるもの（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から三年内の者を除く。） 採用の日又はこれらの号に規定する職員となつた日からその超えることとなる期間

二 第三条第二号又は第四条第三号に規定する職員で大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は同号に規定する職員となつた日までの期間が十五年を超えることとなるもの 採用の日又は同号に規定する職員となつた日からその超えることとなる期間

第七条中「三十五年」の下に、「（第三条第二号又は第四条第三号に規定する職員にあつては、十年）」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

| 期間の区分 | 職員の区分 | 1項職員 | | | 2項職員 |
|------------|-------|---------|---------|---------|--------|
| | | 1種 | 2種 | 3種 | |
| | | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 1年未満 | | 410,900 | 365,500 | 306,000 | 30,000 |
| 1年以上2年未満 | | 410,900 | 365,500 | 306,000 | 27,000 |
| 2年以上3年未満 | | 410,900 | 365,500 | 306,000 | 24,000 |
| 3年以上4年未満 | | 410,900 | 365,500 | 306,000 | 21,000 |
| 4年以上5年未満 | | 410,900 | 365,500 | 306,000 | 18,000 |
| 5年以上6年未満 | | 410,900 | 365,500 | 306,000 | 15,000 |
| 6年以上7年未満 | | 410,900 | 365,500 | 306,000 | 12,000 |
| 7年以上8年未満 | | 410,900 | 365,500 | 306,000 | 9,000 |
| 8年以上9年未満 | | 410,900 | 365,500 | 306,000 | 6,000 |
| 9年以上10年未満 | | 410,900 | 365,500 | 306,000 | 3,000 |
| 10年以上11年未満 | | 410,900 | 365,500 | 306,000 | |
| 11年以上12年未満 | | 410,900 | 365,500 | 306,000 | |
| 12年以上13年未満 | | 410,900 | 365,500 | 306,000 | |
| 13年以上14年未満 | | 410,900 | 365,500 | 306,000 | |
| 14年以上15年未満 | | 410,900 | 365,500 | 306,000 | |
| 15年以上16年未満 | | 410,900 | 365,500 | 306,000 | |
| 16年以上17年未満 | | 406,500 | 361,500 | 302,700 | |
| 17年以上18年未満 | | 402,100 | 357,500 | 299,400 | |
| 18年以上19年未満 | | 397,700 | 353,500 | 296,100 | |
| 19年以上20年未満 | | 393,300 | 349,500 | 292,800 | |
| 20年以上21年未満 | | 388,900 | 345,500 | 289,500 | |
| 21年以上22年未満 | | 369,600 | 328,700 | 275,800 | |
| 22年以上23年未満 | | 349,900 | 311,600 | 261,800 | |
| 23年以上24年未満 | | 330,700 | 295,000 | 248,400 | |
| 24年以上25年未満 | | 311,400 | 278,100 | 234,600 | |
| 25年以上26年未満 | | 292,000 | 261,300 | 221,000 | |
| 26年以上27年未満 | | 269,400 | 240,600 | 203,400 | |
| 27年以上28年未満 | | 247,200 | 220,300 | 186,400 | |
| 28年以上29年未満 | | 224,900 | 200,000 | 169,200 | |
| 29年以上30年未満 | | 202,200 | 179,300 | 151,600 | |
| 30年以上31年未満 | | 177,500 | 157,500 | 133,700 | |
| 31年以上32年未満 | | 152,700 | 135,600 | 115,500 | |
| 32年以上33年未満 | | 128,200 | 114,000 | 97,700 | |
| 33年以上34年未満 | | 90,200 | 82,200 | 71,700 | |
| 34年以上35年未満 | | 55,000 | 52,500 | 47,500 | |

備考 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。

2 この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員をいう。

3 この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員をいう。

(佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部改正)

第二条 佐賀県職員特殊勤務手当支給規則(昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二十二条から第二十四条までを次のように改める。

第二十二条から第二十四条まで 削除

第三十四条第一項中「様式第二十一」を「様式第二十」に改める。

様式第十二を削り、様式第十三を様式第十二とし、様式第十四から様式第二十一までを一様式ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。